

制 度 名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 事業費補助	主管課名	疾病対策課 難病対策 G		
		問合せ先	029-301-3220		
目的・趣旨	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 市町村が行う小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者）に対する日常生活用具の給付事業</p> <p>[補助要件等] 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成制度を除く）及び障害者自立支援法による施策の対象にならない者に限る）に対する用具の給付事業であること</p> <p>[対象経費] 以下の用具の給付に要した費用 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）及び人工鼻</p> <p>[補助限度額等] 用具ごとに定める基準単価による</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1)市		1/2	—	1/2	—
(2)町村		1/2	1/4	1/4	—
[2年度当初予算額] 2,002 千円		[2年度補助対象団体] 令和2年10月頃決定予定			
<p>[備考] 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている者のうち、県単独事業対象者は本事業の対象外である。</p>					